

Title	バグダッド鉄道問題
Sub Title	
Author	林, 毅陸
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.4 (1911. 10) ,p.387(39)- 409(61)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19111020-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

バグダッド鐵道問題

林 毅 陸

歐洲人の所謂東方即ち土耳其方面に於て獨逸が最近に至り非常に勢力を張るに至れるは、實に國際政局上の大現象なり。獨逸統一に偉勳を擧げし夫の名將モルトケは一八四一年君士坦丁堡に於ける所感を記して曰く、『土耳其全國は露西亞佛蘭西及英吉利の勢力の下に在り。獨逸の勢力に就ては如何なる形跡をも發見するを得ず』と。當時獨逸は未だ統一せられず。有名無實の獨逸聯邦は國際上に殆ど存在を認められざりしなり。亦何の勢力をか有するを得ん。次で獨逸統一の成るや、新帝國は始め専ら統一の業を維持するに努め、外交に於ては唯佛蘭西を孤立と爲して其の復讐を防ぐに磨心したり。一八七五年ボスニア及ヘルツェゴヴィナ二州に於ける叛亂のため東方問題の大破裂を來し、英露衝突を促し、局面益々紛糾せんとするや、ビスマルクは曰く、『東方問題はボメラニアの一兵卒を殺すの

40 價值をだも有せず』。又此時の事件の局を結べる伯林公會の席上に於ても、彼は『獨逸は何等直接の利益に依つて東方事件と相關係すること無し』と語りたることあり。實に約三十年以前までは、獨逸は東方を以て全然利害關係以外の地と爲し、唯靜に他國の競争軌轢を傍觀したるなり。而して偶之に關係するも、ビスマルク自身に言へるが如く、『關係者間に立ちて正直なる仲買人たるの任を盡す』に止まりたるなり。然るに今や獨逸は土耳其に絶大なる勢力を扶植し、東方問題に於ける有力なる關係者となり、先進の英露佛をして殆ど後へに墮若たらしめんとす。形勢の變、斯くも速に且大なるは、史上極めて稀に見る所なり。

獨逸が土耳其に勢力を扶植せし第一着手は、一八八二年十二名の獨逸士官の土耳其に聘用せられたる事なるべし。此頃より獨逸人は大なる注意を土耳其に拂ひ、小亞細亞を以て獨逸の植民地たらしむべしと唱ふる者も現はるゝに至れり。而して獨逸外交家は土耳其が各種の問題に於て英露双方より苦められつゝあるに乗じ、好意を土耳其に示し、土耳其の眞友は唯獨逸のみと稱しつゝ、其の歡心を買ひ、以て徐々に其地歩を開拓せり。其の最も顯著なる例は、一八九八年クリト總

督として希臘王子を推す事に關し、獨逸が連合運動より離れたる事、並に之に引續ける獨逸皇帝の土耳其訪問にして、バグダッド鐵道敷設權の獲得も實に其の結果に外ならざるなり。

當時希臘はクリト島の合併を企て、兵を同島に送り、希土二國の大衝突を來したれば、列強は一時クリトを封鎖して希臘を抑ゆるに努めたるも、猶多少の満足を希臘人に與へんと欲し、露國の提議に基きて、希臘の第二王子ジョルジ親王をクリトの新總督に推すことゝ爲せり。然も土耳其皇帝が之を喜ばざるは勿論なるが故に、列強に於て彼に壓迫を加へ、強ひて之を執行するを要したり。然るに此時まで列強と行動を共にし居たる獨逸は、此に至つて其の同盟の塊と共に列外に去り、此事件との關係を絶てり。是れ一八九八年の春にして、其の目的が土耳其の歡心を買ふに在りしは固より言を俟たず。

41 土耳其は果して大に獨逸を徳としたり。獨土關係は新に親密を加ふるに至れり。機を見るに敏なる獨逸皇帝ウイルヘルム二世は、更に此機に於て其の東方政策に一大躍進を與へんと欲し、此一八九八年の秋、ジェルサレムに於ける獨逸新教

42 派寺院の開寺式に臨むを名として、皇后及外相を伴ひ、大に儀容を壯んにして東方に旅行せり。彼は同年十月十三日ヴェニスより軍艦に乗込み、海路先づ君士坦丁堡に赴きて、土耳其皇帝を訪問し、之と交情を温め、次で小亞細亞に向ひ、十月三十一日シエルサレムに於て壯大なる開寺式を挙げ、更に附近二三の地を巡歴したる後、十一月十二日乗艦歸國の途に就けり。

獨逸皇帝の此旅行は東方に對する獨逸の一大示威にして、同時に獨土關係に新紀元を作りたるものなり。既にクリート事件に關し、獨逸が連合壓迫より離れたるに就て之を徳とせる土耳其皇帝は、ウイールヘルム二世が更に親しく土耳其に來り、對等の君主として訪問の禮を拂へるを非常に喜び、愈々益々親獨の思想を強むるに至れり。而して其の結果として獨逸人は翌一八九九年十一月バグダッド鐵道敷設權を許さるゝこととなれり。バグダッド鐵道は實に獨逸外交の成功の紀念物なるなり。

二

バグダッド鐵道とは亞細亞土耳其のコンニアより東方メソポタミアの平野を横

りて、チギリス河畔のバグダッドに達し、更に南下して波斯灣に出でんとするものにして、コンニアより西北に於て君士坦丁堡の對岸に至るアナトリア鐵道は即ち其の姉妹線なり。此二線合して亞細亞土耳其の全部を横斷し、遂に西歐より君士坦丁堡に來る鐵道と連絡し、歐亞の大動脈線を成す。始め土耳其政府は君士坦丁堡の對岸なるハイダル、パシヤよりイスミードに至る九十一キロメートルの鐵道を起し、一八七三年の工事を竣りしが、其の經營に困難を感じ、一時之を英人の手に渡せしむ、後更に買收し、次で一八八八年九月二十七日及十月四日の二敕令に依り、此鐵道の經營並にイスミードよりアンゴラに至る四百八十五キロメートルの新鐵道敷設權を獨逸人に與へたり。獨逸銀行及ウルテムベルヒ組合銀行は翌一八八九年三月十六日此等の線路を經營すべくアナトリア鐵道會社なる者を組織せり。是れ即ち亞細亞土耳其に於ける獨逸の大活動の基礎と成りたるものなり。アナトリア鐵道は支線を合し六百五十哩の線路を有すと云ふ。

43 一八九三年二月十五日アナトリア鐵道會社はイスミード、アンゴラ線の中央に位するエスキ、シエルより分れてコンニアに至る新線路四百四十四キロメートル

44 の敷設権を得たり。而して此線は一八九六年に竣工せり。斯くて小亞細亞に於ける獨逸人の勢力は大に増進するに至れるも、猶彼等は之を以て満足せず、更に其の線路をバグダッド方面に延長せんと欲し、種々調査する所あり。而して此延長は始めアンゴラよりシヴァス及チアルベキルを經由する北方線を取らんとせしむ、工事の非常に困難なる其上に、露國はコーカサス地方の脅かさるゝの故を以て最も此北方線を喜ばざるに因り、遂にコニアを起點として中央部を通過するの案に決せり。斯くて一八九九年十一月前節に記したる如き獨土外交關係を利用して此一大利権を獲得せり。即ち同十一月二十七日アナトリア鐵道會社社長シーメンスはコニアよりバグダッドに至り且更にチギリスの下流にして波斯灣に近きバスラに達する延長線敷設の許可を土耳其政府より得たり。次で條件の細目に就て協議を重ねたる末、一九〇二年一月十六日土耳其皇帝は上記契約に批准を與へ、且同月二十一日土耳其通商土木大臣デニールとアナトリア鐵道會社總支配人ザンデルとの間に四十六箇條より成る協約を締結せり。線路の通過すべき地點特許の年限補助金額、其他各種の事項を規定せるものなり。此協約は翌一九〇三年

三月五日バグダッド鐵道會社の組織定款を定むると同日に微少の修正の上確定の著とせられたり。箇條數には變更無し。左に其の要項を掲ぐ。

- (一)、土耳其帝國政府は土耳其アナトリア鐵道會社に左記鐵道の敷設及營業を特許す。
- (二)、本線。コニアよりバグダット及バスラ迄の延長線。
- (三)、支線。(イ)、テルハベシユ及アレツポール間。(ロ)、本線及ウルファ間(分岐點は協議の上之を定む)。(ハ)、サヂシエ(バグダットの少し北に在り)及カニキン(波斯國境に接する所に在り)間。(ニ)、ゾベイル(バスラの南に在り)及波斯灣間。波斯灣に於ける地點は土耳其政府と會社及其の關係せる者との間に協議、決定すべし。
- (四)、特許期限は九十九箇年とす。期限滿了する時は鐵道線路及其附屬物は無償にて土耳其政府に引渡さるべし。
- (五)、線路は各二百キロメートルの部分に區分せらるべし。會社は最初の二百キロメートルの設計認可を得たる日より三箇月内に其部分の工事に着手し、二箇年以内に竣工すべきものとす。他の部分に關しては、其の設計認可の日より三箇月内の工事に着手し、勅令發布及契約書交換の口より八箇年内に本線支線共其全線を完成すべし。
- (六)、鐵道は單線とす。但し複線工事の餘地を準備するものとす。一キロメートルの年總收入高三萬法に達する時は、帝國政府は複線敷設を要求するの權利を有し、會社は自費を以て之を履行するの義務あり。
- (七)、永久線に使用せらるべき加工材料及最初の敷設並に鐵道附屬物の擴張に必要なる

鐵、木材、石炭機關、客車、貨車及其他の材料にして、會社が歐洲に於て購入し又は外國よりの輸入に係るものは、國內稅及關稅を免ぜらる。又外國より輸入せる作業用石炭は本支線共一キロメートルの總收入高一萬五千法に達する迄は關稅を免ぜらるべし。

(六)、土耳其アナトリア鐵道會社はハイダル、パシヤ、アンゴラ及コニア間の既設線を他の會社に讓渡することを得ず。

土耳其バグダッド鐵道會社は今後敷設せらるべきコニア、バグダッド及バスラ間の鐵道並に支線を他に讓渡することを得ず。

(七)、部隊旅行と單獨旅行との別なく、又戰時平時の別なく、陸海軍將校、下士卒、警察官、義勇兵團體、軍用品及食料等の輸送に付、陸軍官憲より要求ある時は會社は總ての車輛を帝國政府の用に供すべし。此輸送運賃は三分の一とす。但し將校下士は四分の一とす。

(八)、帝國政府は會社に對し、敷設費となり、作業を開始せる線路一キロメートルに付、補助年金として一萬一千法、又作業費保證として四千五百法を與ふることを約す。

一キロメートルの總收入高四千五百法以上一萬法以下なる時は、四千五百法を除き、他は政府の有に歸すべきものとす。

一キロメートルの總收入高一萬法以上に及ぶ時は、一萬法迄の額は上述の割合にて區分せられ、其殘餘の六割は帝國政府に、四割は會社に歸すべし。之に反し一キロメートルの總收入高四千五百法未滿なる時は、其不足額は政府より會社に支拂はるべし。

更に右協約に基きて之と同日に作られたるバグダッド鐵道會社の組織定款中

に左の數項あり。

(一)、バグダッド鐵道會社はアナトリア鐵道會社及爾今其の株主となる者より組織せらる。

(二)、アナトリア鐵道會社は土耳其政府より授與せられたる總ての權利特權及之に附帶する利益を該新設會社に讓渡す。但しアナトリア鐵道會社は舊來の線路に關する權利義務を獨占す。

(三)、バグダッド鐵道會社の資本は株資金及特許の規定に基き發行せらるべき證券より成る。會社の最初の株資金は千五百萬法とす。

アナトリア鐵道會社及土耳其政府は各株資金の一割を申込むを得。

(四)、會社に少なくとも十一人より成立する理事會を設く。理事の中少なくとも三人はアナトリア鐵道會社の任命に係り、其他は總會にて選定す。理事の三人は土耳其臣民たるべし。

鐵道線路の長さは本線支線を合し二千五百キロメートルに達する筈なり。マイルにての計算に據れば、コニアよりバグダッド迄約九百哩、バグダッドよりバスラ迄三百五十哩、バスラよりコウエイト迄百哩なるが故に、若しコウエイトを以て波斯灣頭の終點と爲さんには、爾餘の支線を除くも、其の延長約千三百五十哩となるべし。要するに獨逸はバグダッド及アナトリア兩鐵道を合して、約二千數百哩

48 の鐵道を亞細亞土耳其に有すべく、其の勢力發展上に絶大の意味を有するは、敢て言を俟たず。實に獨逸は雄大なる鐵道政策に依つて、亞細亞土耳其を全然其の勢圏中に收め、通商上は勿論政治上にも大勢力の基礎を築き、且其の餘勢を波斯灣頭に及ぼし、一躍して波斯問題にも發言し得るの地位に上れるなり。約三十年前の形勢に比較すれば、實に非常なる變化には非ずや。

三

然れども獨逸の成功は即ち他國の不成功なり。獨逸が東方に勢力を擴張するは他國の不利益とする所なり。第一に露西亞は最もバグダッド鐵道計劃に對し不快を感じたり。コーカサスを脅すの虞ある北方線の避けられたるは可なりと雖も、猶此鐵道竣工の曉には土耳其は敏速に兵を東方に動かすを得べく、實際に於て土耳其が補助金を與へてまでも其の完成を希望せるは、主として軍事上の見地に基けり。而して其の露國の不利益なるは固よりなり。又此鐵道に依り西方より商品を波斯方面に送らんには、北よりする露國貿易は打撃を蒙らざる可からず。其外露國は歐洲及印度を結ぶ鐵道に付別箇の考案を抱くが故に、バグダッド鐵道

をして其の競争線とならしむるは不利益なり。此等の事情よりして露國は熱心に此鐵道に反對したり。

英國は此鐵道がスエズ運河の競争線とならんことを虞るゝ其上に、其の波斯灣の形勢に重大なる影響を及ぼさんことを思ひ、是れ亦始めより反對の態度を取れり。バグダッド鐵道に關する確定協約調印の約二箇月後即ち一九〇三年四月二十八日英國外相ランズダウンは貴族院に於て宣言して曰く、『何れの國たるを問はず、苟も波斯灣に海軍根據地若くは武装港を設くるものあらば、吾人は之を英國の利益に重大なる侵迫を加ふるものと認め、全力を擧げて之に抵抗すべし』と。英國は常に露國をして波斯灣に軍港を得せしめざるの決心を有するは勿論なるも、此際特に此宣言を爲せるは、明に獨逸の野心に對し警告を與へたるなり。同年十一月十六日印度總督カーゾンは四隻の巡洋艦より成る艦隊を率ゐてカラチー港より出發し、以後三週間を費やして、波斯灣の諸港を巡見したり。其のランズダウンの宣言を強めんが爲の示威運動なるは、言ふ迄も無し。獨逸は其鐵道の第一區線敷設に着手するに當り、英國資本家の參加を得んと欲したるも、英國政府の意向上

50 記の如くなるを以て、失敗に終れり。其後英國は絶えず資本供給を拒絶し、又土耳其が鐵道債券の擔保として關稅率を増すに反對し、以て今日に至りたるなり。

佛蘭西は當初英露二國と態度を異にし、此鐵道に資本を供給するに同意したり。即ち一九〇三年十一月コニアよりブルグルルに至る第一區線二百キロメートルの敷設に付、獨佛資本家間に協商を結び、獨逸側を代表する獨逸銀行は四割、佛蘭西側を代表するオットマン銀行は三割、他の關係國は二割、又アナトリア鐵道會社は一割を引受くることゝ爲し、斯くて會社は其翌月を以て組織を完うせり。而して此第一區線は一九〇四年十月に開通したり。佛蘭西は此の如く始め、此鐵道に助力を與へたるも、其後に至りては露國との同盟關係に顧み、政治上の見地よりして資本供給を拒絶したり。されば獨逸は英佛の資本を利用する能はず、鐵道工事の進行上に大なる困難を感ぜざるを得ざりしなり。

バグダッド鐵道問題從來の經過は上記の如くにして、獨逸は其敷設權を有するも、資力乏しきが爲に意の如く之れを實行する能はず、遷延久しきに亘りたり。而して列強中最も強く反對せしは露國なりしなり。佛國が此の鐵道に投資するを

避くるに至れるは、主として露國の不滿を買ふの不可なるに氣附きたればなり。英國は此鐵道に反對するに於て特別の理由を有したりと雖も、獨逸を助けて露西亞の怨を買ふの不利益を思ふの情も存したるなり。一九〇三年四月中の倫敦スペクテートルの所論中に、露『西亞に對する獨逸の憎惡を庇護する爲め避雷針』となるの愚を説きしことあるに徴するも、以て其消息を窺ふを得べし。要するに露西亞の反對は此鐵道の前に横はる最大の障礙なりしなり。然るに此障礙や最近に至りて忽ち撤去せられ、バグダッド鐵道問題に大なる變化を與ふることゝなれり。昨年十一月のポツツダムに於ける露獨兩帝會見、並に其の結果として生じたる本年八月十九日の露獨協約の影響は、即ち是れなり。

四

露國皇帝ニコラス二世は何故に獨逸皇帝をポツツダムに訪ふに至りたる乎。

露西亞が獨逸に接近を求めたる動機如何。此等は非常に興味ある問題なりと雖も、本論の目的とは直接に關係せざるが故に、予は深く之に立入るを避くべし。兎に角露國は最近奧匈國が伯林條約を破つてボスニア及ヘルツェゴヴィナ二州を

52
合併したる際、獨逸の威嚇のため列國會議説を抛棄し、以後暫く露獨關係の不良を來したるにも拘らず、昨年の秋に至りて、形勢一變せり。二州事件に於ける獨逸の態度を怒るもの少なかりしには非ざるも、露人の不平は主として外相イズヴォルスキーの上に破裂したり。イズヴォルスキーは餘りに親英主義及排獨主義に偏したりとて大攻撃を受くることゝなれり。露國宮廷の内外に於ける獨逸派は好機來れりとして、頻りにイズヴォルスキー排斥に努めたり。而して其の結果として昨年十月一日イズヴォルスキーは病死せるネリドフの後を襲ぎて、駐佛大使に左遷せられ、外務次官サゾノフ代つて大臣となれり。是れ既に露國外交方針の一變を示したりしが、次で翌十一月四日午前露帝は新外相を隨へてポツダムに獨帝を訪問し、翌五日午後十一時迄滞在、其間に二國の舊交を回復すると同時に、極めて重要なる新妥協を結べり。

ポツダム會見に於ての新妥協中には、『露國二國は孰れも其一方に對し攻勢的性質を有する方策に加はらざる事』並に又『近來の現状維持を破るの虞ある政策に對し援助を與へざる事』と云へるあり。其の頗る重要なるは勿論なるも、此外に本論の主題たるバグダッド鐵道問題並に之と關連する波斯問題に就ても意見を交換し大體に於て妥協の成立を見たり。是れ後の露獨協約の發端となれるものなり。昨年十二月十日獨逸宰相ベートマン、ホルウエグが獨逸帝國議會に於てポツダム會見の結果を説明せる其中より、波斯及バグダッド鐵道に關する部分を採録すれば左の如し。

『吾等は波斯に於ける相互の問題に關し、胸襟を開きて懇話したり。而して波斯に於ける吾等共同の利益は同國に於て平和及秩序の維持若くは回復を要求すとの意見に於て合致したり。吾等は波斯に於ける我貿易が妨害を受けず、且更に發達せんことを希望せざるを得ざるものなり。露西亞又自國の貿易に關して同一希望を有す。且露西亞は波斯の隣國として境界相接する地方に於ける波斯國情の安固に對し、特別なる利害關係を有す。されば吾等は露西亞が北部波斯に於て特別なる勢力の必要を有することを喜んで承認したり。従つて又吾等は此北部地方に於ける鐵道、道路、或は電信の特許に對する露西亞の要求に快く同意したり。其の代りに露西亞は我貿易に妨害を與へざるのみならずバグダッド、カニキン線に依つて行はるべき我貿易が波斯に入るを得せしむべき連絡の設置を助くべきなり。』

63
即ち其の要旨は、獨逸に於て北部波斯が露西亞の勢力範圍なることを承認する其

代りに、露西亞は波斯方面よりバグダッド鐵道との連絡を圖りて獨逸の貿易に便宜を與ふることを約し、從つて又鐵道の成功を助くるに在り。從來露國が長く此鐵道を妨害せしと對照する時は、其の意味する所甚だ大なるを認めざる可らず。併しポツダム會見に於ての協商は唯大體の點に止まれるが故に、二國政府は其後引續き協議を重ね、一定の協約を作成することゝなれり。此協議は意外に長引き、漸く本年八月十九日に至り、聖彼得堡に於て、露國外相代理ネラトフ及獨逸大使ポルタレスの間に協約の調印を見たり。當時露國外相サゾノフは病氣保養のため不在なりしなり。協約の全文左の如し。

「獨逸及露西亞二政府は波斯に於ける通商上の萬國平等待遇の主義を基礎とし、又露西亞は波斯に於て特別の利益を有する其一方に於て、獨逸は同國に於て唯通商的目的のみを遂せんと欲するものなることを考料し、茲に左の諸項を協定す。

(第一條) 獨逸政府はカスリ、シリシより始まり、イスバハン、エズド及カククを經由し、ガシツクの緯度に於てアフガニスタン國境に至る界線の北方に於て、鐵道、道路、航行、及電信の特權讓與を自國の爲に求め、又は獨逸人若くは外國臣民の爲に支持するの意思なきことを宣言す。(北部波斯が露國の勢力範圍なることを承認するものにして、其の界

線は一九〇七年の英露協約にて英國の承認したる所と一致す)。

(第二條) 一方に於て露西亞政府は北部波斯に於て鐵道敷設權を波斯政府より得るの見込なるを以て、其中にもテヘラン(波斯首府)より發してカニキンに至るべき線路の敷設權を求め、コニア、バグダッド鐵道の支線なるサヂシエ、カニキン線と此線とを土耳其及波斯の國境にて連絡せしむべきを約す。上記敷設權得られたる時は其線路の敷設工事はサヂシエ、カニキン支線竣工後唯くも二年内に着手せられ、四年内に終へらるべし。露西亞政府は適當の時に於て此線路の確定線を定むる事を保留す。但し此事に於て獨逸政府の希望を參酌すべし。又獨露二政府はカニキン、テヘラン線並にカニキンよりバグダッドに至る(サヂシエを経て)線に於て、通行税又は差別的待遇の如き國際貿易を妨害すべき一切の處置を避け、以て國際貿易を容易にすべし。

コニア、バグダッド鐵道のサヂシエ、カニキン支線が竣工してより二年後に至るも、カニキン、テヘラン線の敷設工事着手せられざる時は、露國政府は此線路に關する敷設權を放棄することを獨逸政府に通知すべし、此場合には獨逸政府は自ら此敷設權を求むるを得べし。

(第三條) 露西亞政府はバグダッド鐵道の完成が國際貿易の爲に重要なるを認め、其敷設を妨げ又は此事業に對する外國資本の参加を妨ぐるが爲の處置を取りざることゝを約す。但し之が爲に金錢上又は經濟上の何等の犠牲をも露西亞に與へざるを要するは勿論なり。

56 (第四條) 露西亞政府は波斯に於ける其鐵道をサヂジエ、カニキン線に結ぶの線路を自ら敷設する代りに、該計劃實行を其の選定せる外國資本家團に委する(コンフイエ)の權利を保留す。

(第五條) 上記線路敷設法の如何を問はず、露西亞政府は其工事に参加するの權利並に敷設者の蒙りし實費を支拂ふて該鐵道を取得するの權利を保留す。
又締盟二國は其一方が此線路に關して得るを得べき關稅若しくは其他の性質の特權に總て相互に参加すべきことを約す。
何れの場合に於ても本協約の他の規定は有効なるべきものとす。

要するに此協約は獨逸宰相の曩に演説したる所を更に明白に且具體的と爲したる者なり。而し其の主として露國の讓歩を意味するは争ふ可らず。北部波斯が露國の勢力範圍なるは、既に英露協約の定むる所にして、獨逸の新承認が露國の地位を強むるは勿論なるも、之を露國がバグダッド鐵道に對する從來の反對を撤回し、外國資本の参加を妨げざる事並に支線連絡に依つて此鐵道の成功を助くる事を約せるに比較する時は、其間大に輕重の差あり。波斯問題に付英露協約にのみ依頼する時は、他日或は獨逸の爲に意外の妨害を蒙り、モロッコに於ける佛蘭西の二の舞を演ずるやも測り難きが故に、豫め獨逸の承認を求め置くを以て萬全の

策とすべしとは、多分露國政治家の思惟したる所ならんも、併し波斯側に於ての連絡線敷設の期限をも約し、且此期限内に着手せざる時は、露國は該線路敷設權を放棄し、獨逸が自ら此敷設權を求むるを許せるは、讓歩亦甚だ努めたりと謂ふべし。又ボツツダム會見に於ける妥協中、近東の現状を維持し又攻勢的方策に加はらざるべしと云へるは、主として露國に有利の點なりしに、之を協約の明文に掲げざりしは、其れだけ露國の不利益と認めざる可らず。而して獨逸が斯くも有利の協約を結ぶを得たるは、明に其外交の成功たり。バグダッド鐵道に對する露國の反對既に撤せられたる以上は、佛國も資本供給に應ずることゝなるべく、又英國も自ら其態度を改むるに至らん。若し夫れ露獨妥協の結果として、夫の英露佛の『三國協商』が半ば解體に歸し、獨逸をして外交の大局上非常に有利の地位に進むを得せしめたるに至つては、鐵道問題の關係以外なりと雖も、亦是れ至大の注意に値するものなり。

五

57 猶バグダッド鐵道に關しては、本年三月二十一日君士坦丁堡に於て、會社と土耳

其政府との間に三箇の協約締結せられたり。此等は一九〇三年の協約の補足と見做すべき者なり。其第一はバグダッド鐵道本線中エル、ヘリフよりバグダッド迄の延長に關するものにして、會社の工事設計に政府が認可を與へてより五年内に竣工せらるべき筈なり。第二はオスマニエより分れて地中海に臨めるアレキサンドレッタ港に至る三十八哩半の新支線敷設權許可に關するものにして、此支線は設計認可後二年内に竣工の筈なり。又第三はアレキサンドレッタ築港の特權讓許に關するものにして、此工事は設計認可後四年内に竣工の筈なり。此中第二及第三は會社の收め得たる新權利にして、且之に依つてバグダッド鐵道と地中海とを結ぶの利益は殆ど言ふ可らざるものあり。アレキサンドレッタ港が將來此方面に於ける獨逸大活動の策源地となるべきは、敢て疑を容れざるなり。

併しバグダッド鐵道會社は上記三協約を結ぶと同時に他の方面にて重大なる讓歩を爲せり。即ちヒュージェニンは會社を代表して土耳其政府に宣言書を交附し、其中にバグダッドより波斯灣に達する支線敷設權を新土耳其會社の爲に放棄することを約せり。但し新設せらるべき此土耳其會社の出資參加に就ては獨逸

の出資は土耳其以外の國と同等なるべきを條件とせり。是れバグダッド鐵道中最も議論の種と爲り易き此部分を獨逸の獨占と爲さずして萬國的和爲し、以て他國の反對を緩和せんとするなり。其處置極めて智なりと謂はざる可からず。獨逸の此獨占權放棄が露獨協約の成立を助けたるべきは明にして、又英獨妥協の最難關も茲に排去せられたるなり。列強衝突の資料たりしバグダッド鐵道が此の如くにして國際協調の具とならんとしつゝあるは、世界政局の研究者が大に注目するを要する所なり。猶バグダッドより波斯灣に至る線路に關しては、大要上記の如き協商成れるも、未だ正式に確定の協約結ばれたるに非ず。何れ關係列國間の協議熟したる上に於て、正式の協約を見るに至るべきか。

最後に附言せざるを得ざるはコウエート問題なり。英國はバグダッド鐵道に對する從來の反對を撤回し、其支線が波斯灣頭に達するに同意するに就ては、先づ同灣方面に於ける其地位の保障を求めざる可らず。英國は波斯灣に於ける優越の地位を飽迄も保持するの決心にして、就中バグダッド鐵道の終點に擬せられつゝあるコウエート港に對する從來の主張に就ては、此際特に明白に土耳其の同意

60 を求め置かざる可らずと思へるが如し。

元來波斯灣の南岸阿刺比亞に沿へる一帯の地は土耳其が宗主権ありと主張する所なるも、事實に於ては政令及ばず、酋長等皆獨立の狀態に在り。コウエート酋長の如きも名義上は土耳其皇帝を奉せるの跡あり、且今より三十年前バグダッド駐在の土耳其將官を助けてネイドと戦ひ一八七一年其賞として一八九八年迄年金を與へられたるも、未だ嘗て土耳其の直治を受けたること無し。一方に於て印度政府は一八九八年コウエート酋長と條約を結び、其權利を英國の保護の下に置き、其代りに外交關係に關しては、凡て英國の助言に従ふことゝ爲せり。又武器貿易の取締の如きも、英國をして之を爲さしめつゝあり。勿論上記條約の存在は英人の説く所にして、實際如何なる關係に在るやは多少の疑點を有すと雖も、兎に角英國はコウエートの保護者を以て自任し、現に一九〇一年八月土耳其兵がコウエート討伐の目的を以て同港に上陸せんと試みたる時、英國艦隊は之に干涉し、其上陸を妨げたることあり。其他波斯灣沿岸地方は長く無政府的狀態に在り。英國は其通商を保護するの必要より、自ら海賊の拂蕩に従事し、武器賣買の取締を行ひ

又燈臺を設くる等種々苦心經營して以て現在の優越の地位を作れるが故に之に對して土耳其の承認を求め、就中コウエートに於ける其地位を明にせんと欲せるは、亦至當の要求ならずとせず。然れども近來土耳其に於ては、一種の利權回收熱甚だ盛んにして、コウエート附近一帯の地に對しても、熱心に其主權を要求しつゝあり。昨今英土二國間に行はれつゝある商議は如何に落着すべきや、予の豫言する能はざる所なるも、英國が波斯灣に於ける其優越權に對し十分の保障を得るに非ざれば肯んせざるべきは、敢て疑を容れざるなり。

擱筆に臨んで今一つ附言す。露獨協約の結果として露西亞は早晚北部波斯に於て鐵道敷設權を求むる筈となれるが、露西亞にして果して此敷設權を得る場合には、英國は南部波斯に於て波斯灣と首府テヘランとを結ぶの鐵道敷設權を與へらるゝならん。此事に就ては長き以前より波斯王と英國との間に宿約あればなり。